

JPRSI 第 2 回セミナー(JCM)における Q&A

本セミナー内で、参加者の皆さまよりいただいたご質問(質疑応答のお時間内で回答済のもの/回答しきれなかったもの)につきまして、Q&A としてまとめています。

<実績について>

Q1. JCM の活動は極めて重要といえます。開始して10年がたちますが、各分野ごとにどのくらいの温室効果ガスの削減に寄与できたか、また、金額計算でどのくらいの規模かを統計的にお教えいただけますでしょうか。

A. 各プロジェクトにおける温室効果ガスの削減量については、以下リンク先より各プロジェクト情報に飛ぶことで確認することができます。

リンク先: <http://carbon-markets.env.go.jp/jcm/about/project.html>

Q2. モビリティ関連の採用事例はありますか。

A. 交通分野においては、3 件の稼働中案件があります(インドネシア・スマラン市公共交通バスへの CNG とディーゼル混焼設備導入プロジェクト、ベトナムにおける鮮度保持機能付リーファークテナを活用した陸路から海路へのモーダルシフト、ベトナムにおけるデジタルタコグラフを用いたエコドライブプロジェクト)。

<想定規模について>

Q3. どれくらいの規模(CO2 削減効果)のプロジェクトを想定されていますか？

A. 今年度の JCM 設備補助事業の総予算額は 3 ヶ年で約 128 億円を想定しており、1 件当たりの補助金の交付額は、20 億円以下を目安としています。

<対象事業について>

Q4. 従来はエネルギー(再エネ、省エネ等)関連のプロジェクトを対象にしていたのかと認識していたのですが、今後は農業や森林等の脱炭素プロジェクトも対象になっていくのでしょうか？

A. 農業、森林分野のプロジェクトが実施可能な国も多くあります。これまで JCM プロジェクトの大半を占めてきた JCM 設備補助事業ではエネルギー起源の CO2 排出削減を行う事業を対象としていますが、補助事業ではなく民間資金により実施するプロジェクト(民間 JCM)については、農業や森林分野のプロジェクトも実施可能です。なお、JCM における対象分野は各国とのルール類の中で定められており、農業、森林分野について記載があり、実際のプロジェクト実施には方法論が必要となります。民間 JCM の詳細については「[民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドンス](#)」をご覧ください。

Q5. 例えば、アフリカで水田や農地から排出されているメタンガスの排出削減を念頭に置いた案件について、その為の調査を含めて補助金を期待する事は可能でしょうか？具体的にどのような補助金が期待出来るでしょうか。

A. 現在、農業分野などにおける非エネルギー起源 CO2(メタンなど)の排出削減を行う事業を対象とした補助事業は実施されていません。

Q6. ご説明の中の「導入実績のない優れた炭素技術や大型案件は優先的に支援」について、導入実績はどこで調べられますか？また、優れた技術とはどのようなものか？これまでバイオマスによる化石燃料代替は実績が少なかったようですので概して該当するように思えますがいかがでしょうか？

A. 地球環境センター(GEC)のウェブページに JCM の事例を紹介していますので、ご確認ください(リンク先:<https://gec.jp/jcm/jp/projects/>)。「優れた脱炭素技術」について、JCM 設備補助事業への申請においては、データや文献を用いて採用する技術の優位性を客観的に示すことが求められています。一部の技術については、公募要領において性能等に関する具体的な基準が設けられている場合もありますのでご確認ください。また、公募要領において、バイオマス関連を含む、各パートナー国における当該技術を用いたプロジェクトの実績を一覧で示していますので、併せてご参考ください。

Q7. 過去に「途上国向け低炭素イノベーション創出事業」の採択を受け、現在フィリピンでリサイクル事業を継続してきております。このたび現地企業とリサイクル事業の共同出資会社(出資比率は現地企業 70%、弊社 30%)を設立したので、今後は共同出資会社において上記採択を受けたコンセプトをフィリピン国内の別の地域への展開し、類似のインフラを整備していく方針です。この場合、JCM 設備補助金制度等を活用することは可能なのでしょうか。宜しく願い申し上げます。

A. 別の事業として実施される場合は、設備補助事業の対象になると考えます。ただしリサイクル事業ということなので、温暖化対策にどの程度寄与する事業なのかはよく確認させていただく必要があると思います。案件相談を受け付けていますので、ご関心があれば下記リンク先よりお問い合わせください。(GEC お問い合わせ先:<https://gec.jp/jcm/jp/contact form/>)

Q8. 事業内容にもよると思いますが、JCM+ODA(事例参照)の組み合わせスキームなどの可能性はありますか？(事例:OTEC(温度差発電設備)by JCM+OTEC 用取水管&配水管・排水管 by 公共事業(ODA))

A. 基本的には JCM 設備補助分と ODA 事業分をきちんと切り分けることができているのであれば大丈夫です。設備補助事業の Q&A に掲載しておりますので、詳しくはそちらを参照ください。
(Q&A: https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r06/mp/jcmsbsdR6_qa.pdf)

Q9. ①水素の認識を教えてください。単なる再エネというには野心的な技術と考えられますが、その推進に向けた工夫や基準の設定などは考えておられるでしょうか。②グリーン水素が最優先と理解していますが、現行ビジネスで副産物として生成する水素を活用した場合はどのように判断される予定でしょうか。別ライン・別会社で遂行されている現行ビジネスのエネルギー転換を要することになりますが、そこまで要求されるのでしょうか。

A. グリーン水素に関する設備補助については今年度の公募は既に終了しており、また今年度における今後の公募の予定はございません。

<承認プロセスについて>

Q10. 昨年度の JCM 申請を行っていましたが、相手国との確認のため、承認プロセスが通常よりかかっていたと見受けられ、プロジェクト開始時期が中々固まりませんでした。この点について、改善策等の協議は進めていますでしょうか？

A. 昨年度より JCM 事業概要(PIN)に対するパートナー国による確認プロセスが新たに導入され、そのためのルール整備や協議に時間を要しているパートナー国もございます。事業者による円滑な事業実施が可能となるよう、引き続き必要な対応を行って参ります。

<クレジットについて>

Q11. JCM クレジットの取得配分で国別の割合がわかる資料のホームページアドレスを教えてください。

A. 発行されたクレジットの配分について以下リンク先にて公開しております。ご確認ください。
(<https://www.jcm.go.jp/projects/issues>)

Q12. JCM クレジットの取得配分について。相手国と日本政府、民間企業との間での JCM クレジットの取得配分ですが、補助率によって変わるものなのでしょうか？

A. 設備補助事業を使った場合の質問として回答します。前提として、クレジットの配分は補助金の割合で定まってくることにはなるものの、最終的には合同委員会の中で決定されます。設備補助事業の場合は、クレジットは日本国と相手国で分配されますが、日本分として割り当てられたものは日本政府側に帰属します。ただし民間 JCM の場合は、貢献に応じて日本政府、パートナー国政府、参加企業の配分を決定します。

Q13. 東南アジアでは、自国で削減された GHG 排出量を他国に取られたくないといった思惑があると聞いている。日本が設備投資等を行っているから、GHG 排出削減量をもらう権利はあるが、今後各国でそういった動きが増え、クレジット化の合意が取れない国が出てくることは無いのか。クレジット化されなくとも、設備補助は受けられるのか。パートナー国との配分状況は公表されているのか。

A. クレジット化を前提として JCM を実施しています。ウェブサイトにて、パートナー国との配分状況の公表を行っており、プロジェクトごとに各国との配分状況が確認できますので、ご参考ください。
(<https://www.jcm.go.jp/projects/issues>)

<民間JCMについて>

Q14. 「バイオ炭の農地施用」を民間 JCM で実施したいと考えています。「バイオ炭の農地施用」が民間 JCM の対象になる見通しを教えてください。また、事業者としてできることがあれば教えてください。

A. これまで JCM で実施されていない新たな技術等による JCM プロジェクトを実施する場合は、該当する方法論の作成・承認が必要となります。事業者が自ら方法論案を作成し、JCM 事務局への提出を行うことも可能です。方法論の策定支援も行っております。民間 JCM の手続き等については、JCM 事務局(info@jcm.go.jp)へご連絡ください。

Q15. カンボジアを対象に新たに”Energy Saving by Introduction of High Efficiency Firewood Cookstove to Replace Traditional Cookstove”が提案されている(<https://www.jcm.go.jp/kh-jp/information/514>)のですが、料理用コンロを高効率なものに代替しても、エネルギー起源 CO2 削減には貢献しないと理解しています。これは民間 JCM を想定しているのでしょうか？

A. 個別のプロジェクトに関する情報はご提供できませんので一般論としてご回答します。ご指摘のとおり、通常これらのプロジェクトタイプではエネルギー起源 CO2 の削減を対象としていませんので、JCM 設備補助事業の対象とはならず、民間 JCM としての実施が想定されます。

Q16. 民間 JCM に関するご相談と質問です。JCM 制度を利用したクレジット創出にて、パートナー国に残る部分の NDC 貢献分に関してはクレジット化するかしないかはパートナー国次第という認識です。クレジット化されないと事業者の収益はクレジット輸出分(日本側取り分)だけに限定される為、プロジェクトの経済性が担保しにくいのではと危惧している為、下記質問をさせていただきます。

- ① 民間 JCM 推進していく戦略をお伺いしたい。パートナー国に残る部分のクレジット化の曖昧さ、クレジットの配分交渉への日本政府非関与など、民間 JCM プロジェクトの実施にはいくつかハードルがある。パートナー国への NDC 貢献分をクレジット化するように、制度化していただけないか。また検討されているのであれば検討状況を教えていただきたい。
- ② 民間 JCM の場合、クレジット配分の交渉は事業者とパートナー国政府間での交渉となり、日本政府が関与しない方針を伺っている。民間 JCM のプロジェクト経済性を高めるためには、上記クレジット化の問題もあるため、配分率を日本側に最大限高める必要がある。政府として民間 JCM の配分交渉に関して力添えを頂くことは可能か。以上

A. 民間 JCM を進めていくためには予見できることが大事だと考えており、そういった意味でもガイダンスを策定しています。まずはプロジェクトを始める前に PIN を出していただいて、それを両国できちんと確認したうえで進めていくことが大事だと考えています。クレジット配分については最終的には両国の合同委員会の中で決めていきますが、「日本政府が関与しない方針」というのは、相手国の取得分のうち民間企業が取得する分について日本政府は関与しないということです。日本と相手国の配分については合同委員会での協議となります。

<JFJCM 及び ADB について>

Q17. 「JFJCM 申請書類は ADB 案件担当者が作成」というのはどのような意味でしょうか？「ADB 案件担当者」とはどこに所属する方を想定されているでしょうか(申請者、コンソーシアムメンバーでない場合がある?)。

A. JFJCM のグラントは、ADB 資金支援と合わせて提供されます。そのため JFJCM の申請書は、事業を実施するクライアント(ソブリンの場合は政府機関が主、ノンソブリンの場合は民間事業者が主)の代わりに、ADB 内のプロジェクト担当者が作成し、ADB 内の JFJCM 事務局を經由して日本政府に承認を求めることとなります。申請書類そのものは事業者が直接作るのではなく、事業者から提供された情報を基に、ADB の中で必要な申請書類を作るという流れになります。

Q18. JFJCM ノンソブリン案件での案件組成までの時間軸は、案件によっては違うと思いますが、どの程度でしょうか？

A. 基本的に、プロジェクトの複雑度合いや ADB に持ち込むタイミング等で異なります。平均で半年から 1 年程度が、よくあるタイムラインと聞きますが、プロジェクトによって大きく異なってきます。

Q19. JFJCM 基金(グラント)は民間 JCM においても活用可能でしょうか。また、その場合の日本側クレジットの帰属は誰になりますでしょうか？(環境省 or ADB or 民間企業)

A. JFJCM 基金を活用した場合、その貢献度に応じて JFJCM 基金のドナーである環境省にクレジットは帰属します。

Q20. JFJCM に関してですが、PPP のような案件はソブリン、ノンソブリン案件どちらに分類されるでしょうか。

A. ソブリンは ADB の融資に政府保証がつくものを指し、ノンソブリンはそれ以外を指します。PPP において民間事業者が資金調達を行う際には、基本的にノンソブリンになると思います。

Q21. ADB のコンサルティングは各プロジェクト、各段階ごとに個別に募集、発注するのでしょうか？

A. ご理解の通りです。

<UNIDO-JCM について>

Q22. Question regard to UNIDO General rule, A company granted once with financial support from UNIDO. can be granted again for a project using same technology for same country?

A. UNIDO JCM については、下記 UNIDO JCM ご担当者に直接ご質問ください。

United Nations Industrial Development Organization (UNIDO)
Ms. Romina Mattassini
Procurement Services Directorate of Corporate Services and Operations
Email: r.mattassini@unido.org
Please copy all correspondence to: t.polakovics@unido.org

<その他>

Q23. JCMにおいて、今後の注力国・地域や、劣後する国などがあれば教えてください。

- A. 2022年8月以降に新規で署名した12か国において、第1号案件を組成することが優先と考えています(スリランカ・チュニジアではR5に太陽光案件を採択済)。

Q24. 炭素税の動向について教えてください。

- A. 課税による経済的インセンティブを活用して化石燃料に由来するCO₂の排出抑制を進めるとともに、その税収を活用して再生可能エネルギーや省エネ対策を始めとするエネルギー起源CO₂排出抑制対策を強化するために、平成24年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」が創設されました。詳細は以下リンク先をご確認ください。